

事業者 各位

新潟県土木部都市局都市政策課長

盛土規制法に基づく「区域指定日をまたぐ工事の届出」について（通知）

日頃より、本県の宅地防災行政について御理解と御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、県では、令和 7 年 7 月 18 日から県土全域を盛土規制法に基づく規制区域として指定し、盛土規制法の運用を開始します。

規制区域の指定により、一定規模以上の盛土等については許可制となるほか、区域指定日前から継続して行われている工事については、区域指定日（7 月 18 日）から 21 日以内（8 月 8 日まで）に「区域指定日をまたぐ工事の届出」を行う義務が生じます。

つきましては、区域指定日前から継続して行われている規制対象工事について、下記のとおり、適切に手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 手続き名

- ・ 区域指定日をまたぐ工事の届出
（盛土規制法第 21 条第 1 項及び第 40 条第 1 項）

2 届出対象工事

- ・ 規制区域指定の際に継続して行われている一定規模以上の盛土等（別紙 1 参照）
※ただし、法の適用対象外工事及び許可不要工事は届出不要（別紙 2 参照）

3 届出に必要な書類（別紙 3 参照）

- ・ 工事の届出書
- ・ 図面等※（位置図、地形図、土地の平面図、届出地及びその周辺の写真）
- ・ 委任状※
※該当する場合のみ

4 届出期間

- ・ 令和 7 年 7 月 18 日（金）～ 8 月 8 日（金）（21 日間）

5 届出先

- ・新潟県土木部 都市局 都市政策課 盛土対策係

6 届出方法

- ・原則として、新潟県電子申請システムにより手続きを実施してください。
(電子申請システムの URL は、今後、新潟県ホームページで公表予定)
- ・電子申請システムが利用できない場合は、正本 1 部を持参または郵送により提出してください。

7 留意事項

- ・手続きの詳細は、当県ホームページに掲載している「盛土規制法に基づく届出の手引き（区域指定日をまたぐ工事の届出）」をご覧ください。

▼新潟県ホームページ URL（区域指定日をまたぐ工事の届出のページ）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/morido-todokede21.html>

▼新潟県ホームページ QR コード



- ・政令市である新潟市内の盛土等については、新潟市へ手続きを行ってください。
(新潟市 都市政策部 都市計画課 電話：025-226-2825)
- ・本手続きを怠ると、盛土規制法に基づく罰則（最大で懲役 6 月以下、罰金 30 万円以下）が科される可能性がありますので、ご注意ください。

【担当】

新潟県土木部 都市局 都市政策課
盛土対策係 樺澤、米山

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

TEL：025-280-5932

FAX：025-285-0624

E-mail：ngt160010@pref.niigata.lg.jp

(別紙 1)

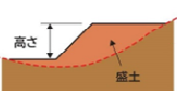
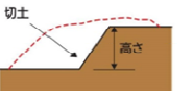
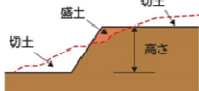
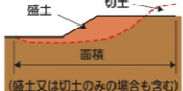
表 1 届出を要する工事の規模

赤文字 区域指定日をまたぐ工事の【届出】を要する工事の規模

青文字 区域指定日をまたぐ工事の届出に【図面の添付】を要する工事の規模

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

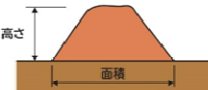
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

(別紙 2)

表2-1 届出を要しない工事①

区分		具体的な内容
法の適用対象外	公共施設用地 ^(注1) における工事 (法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項)	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの) ・その他土地利用のために土地の形質を維持する行為(例:グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷均し等)

表2-2 届出を要しない工事②

区分	具体的な内容
法の許可不要工事 災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)	【他の法令等により確認が行われるもの】 ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取^(注2) ・鉱業法に基づく鉱物の採取^(注3) ・採石法に基づく岩石の採取^(注4) ・砂利採取法に基づく砂利の採取^(注5) ・土地改良法に基づく土地改良事業等^(注6) ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等^(注7) ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却^(注8) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等^(注9) ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等^(注10) ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分^(注11) 【森林施業に必要な作業路網の整備工事】 ・森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時における伐採・搬出指針に即して作設された集材路、林業専用道作設指針に即して作設された林業専用道(規格相当)及びこれらの指針に示された目的のために作設された必要最小限の土場等 【応急措置工事】 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人^(注12)が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 【一定規模以下の工事】 ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの 【工事の施行に付随して行う土石の堆積^(注13)】 ・当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場^(注14)又はその付近^(注15)に堆積するもの

注1：公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、届出が必要となります。

注2：鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

- 注3：鉱業法第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 注4：採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注5：砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注6：土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 注7：火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注8：家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 注9：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注10：土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注11：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 注12：地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構のことをいいます。
- 注13：「工事の施行に付随して行う土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注14：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で10km以内のものについては、工事の現場として取り扱います（図2-1参照）。

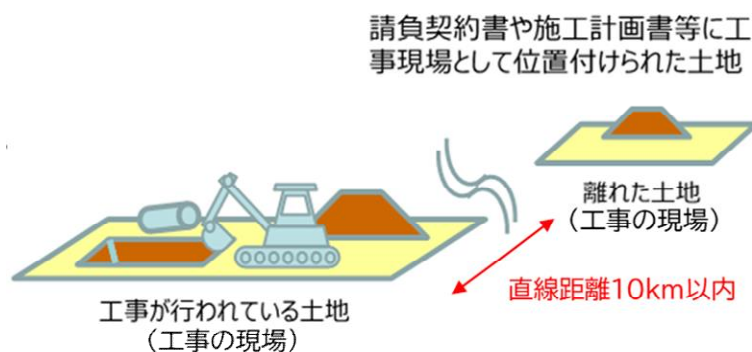


図2-1 「工事の現場」のイメージ

注15：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します（図2-2参照）。

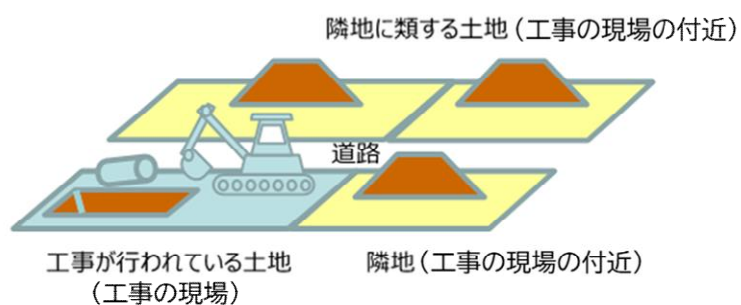


図2-2 「工事の現場の付近」のイメージ

(別紙 3)

表3-1 区域指定日をまたぐ工事の届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	工事の届出書	省令第十五	土地の形質変更の場合 (省令第 52 条第 1 項、第 82 条第 1 項)
		省令第十六	土石の堆積の場合 (省令第 52 条第 3 項、第 82 条第 2 項)
2	表 3-2 に示す図面等	-	工事の規模が表 1 において <u>青文字</u> で示した規模を超える場合
3	委任状	参考第 3	代理人が申請を行う場合

表3-2 添付を要する図面等

	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
			土地の形質変更	土石の堆積	
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	要	要	等高線は、2 m の標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他土留の位置 ^(注)	要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
		・縮尺、方位及び土地の境界線 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ^(注) ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ^(注) ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ^(注)	—	要	
4	届出地及びその周辺の写真	・盛土等をしようとする土地（赤枠で囲むこと）及びその付近の状況を明らかにする写真	要	要	

注：該当する場合のみ